

## 長寿（後期高齢者）医療保険料の減額について

8月に開かれた佐賀県後期高齢者医療広域連合の議会において、今年度の保険料の減額が決定されました。

保険料賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、「所得割額」が一律 **5割** 減額されます。

**保険料賦課のもととなる所得金額**  
所得税または住民税申告の所得金額  
(収入金額から必要経費を除いた金額) から基礎控除33万円を差し引いた金額

- ・ 収入が公的年金のみの方は、年収211万円以下の場合が該当します。

211万円－120万円（年金所得を求めるときの控除額）＝91万円（年金の所得金額）

所得金額91万円－33万円（基礎控除額）＝58万円（保険料賦課のもととなる所得金額）

### 保険料額変更決定通知書の記載例（該当部分のみ抜き出し）

|     | ①賦課のもととなる所得金額  | ②所得割率        | ③所得割額          |
|-----|----------------|--------------|----------------|
| 変更前 | 560,000        | 8.80%        | 49,280         |
| 変更後 | <b>560,000</b> | <b>8.80%</b> | <b>※24,640</b> |

賦課のもととなる所得金額欄に1円以上の記載があるときは、年金収入のみの場合では153万1円以上のときです。

※560,000円×8.80%×5割＝24,640円（変更前の半額が記載されます）

「均等割額」が7割減額されている方は、一律 **8割5分** の減額となります

**8割5分（従来7割）軽減の条件**  
世帯主およびその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額が33万円（基礎控除額）以下の場合

### 保険料額変更決定通知書の記載例（該当部分のみ抜き出し）

|     | ④均等割額         | ⑦軽減額          | ⑧年保険料額        |
|-----|---------------|---------------|---------------|
| 変更前 | 47,400        | 33,200        | 14,200        |
| 変更後 | <b>47,400</b> | <b>40,500</b> | <b>※6,900</b> |

※軽減なしの均等割額 47,400円－40,500円（8割5分の軽減額）＝6,900円